

## 施設一時利用に関する約款

### 1. 利用者の定義

「施設一時利用申込書」(以下「申込書」という。)に記名された者(以下「申込者」という。)および、この申込みによって当社施設の利用を認められたすべての者(当社施設への訪問者を含む)を指すものとする。

### 2. 利用目的の提示

申込者は、申込書または申込書に付随する文書等で、当社に、施設利用の目的を明確に示さなければならず、当社の承認なしにその利用はできないものとする。

また、当社が、利用開始後に目的外利用があるものと認めるときは、申込者または利用者に対して施設一時利用の中止を要請することがある。

### 3. 申込書記載事項および本約款の遵守

(1) 申込者は、申込書に記載された事項(以下「申込事項」という。)と本約款に定めた事項のすべてを遵守すること

(2) 申込者は利用者に対して申込事項と、本約款に定める事項のすべてを遵守させる責を負い、確実にこれを履行すること

(3) 利用者が申込事項および本約款に定める事項に違反したときは、申込者はその責を負うものとする

### 4. 禁止事項

申込者および利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- ① 当社施設を使用している者および当社施設近隣の公衆の安全を損なうおそれがあること
- ② 当社施設を使用している者および当社施設近隣の公衆に対して、公序良俗に反する行為により社会道徳上の悪影響や不快感を与えるおそれがあること
- ③ 当社施設を使用している者および当社施設近隣の公衆に対して、プライバシーの侵害を含らばに当社への信用を毀損するような行為をすること
- ④ 利用者の安全を損なうおそれがある行為をすること
- ⑤ 当社の施設ならびに当社の施設が含まれる建造物ならびにその付帯設備を傷つけるおそれのあること
- ⑥ 2.において当社が承認した施設の一時的利用の目的を逸脱すること
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当するものを当社施設に立ち入らせること
- ⑧ 当社施設内で政治活動および宗教活動ならびにこれに類する勧誘等の行為をすること
- ⑨ その他、当社が不適當と判断したこと

### 5. 申込時期

申込者は、所定の申込書により利用の申込みを行ない、当社の承認を受けなければならない。

### 6. 利用料の支払い

申込者は、申込書に定める方法により、利用料および消費税等を当社に支払わなければならない。

### 7. 申込事項の変更ならびに解約

(1) 申込者は、申込事項を変更または解約する場合、いつでもこれを申し出ることができる。ただし、利用時間12時間前までにその旨を当社に申し出て承認を得なかった場合には、申込者は、消費税等を含む利用料に対する一定率により求めたキャンセル料を当社に支払うものとする

12時間前 100%返金 12時間以降 全額負担

(2) 天候の不良などの事由により、当社が施設の営業ができないものと判断したときは、(1)は適用しない

(3) 当社が施設を営業するにも関わらず、天候の不良などを事由に申込者が施設の利用を取りやめたときは、(1)に基づく

当社は、8.に定める場合を除き、当社の都合により一時利用をさせることができなかったときには、利用料およびキャンセル料を収受することなく一時利用を取りやめることができるものとし、これにより利用者に損害が生じても、当社は損害賠償その他の責に任じないものとする。

### 8. やむを得ざる事由により施設利用ができなかったとき

(1) 天災地変、戦争、暴動、争議行為等のやむを得ざる事由により申込者または利用者が、当社の施設を利用できなかったときで、これにより当社または利用者に損害が生じても、当社または利用者は損害賠償その他の責に任じないものとする

(2) 当社が施設を営業するにも関わらず、天候の不良などを理由に申込者が施設の利用を取りやめたときは、(1)に基づく

これ以外の事故やその他のトラブルにより急遽利用を取り消す場合、当社は一切責任を負わないものとする

### 9. 什器備品の設置

申込者は、当社施設を利用するにあたり、什器備品、設備を要するときは、その搬入及び設置につき事前に当社の承認を得なければならない。また、この承認内容を変更しようとするときも同様とする。

なお、什器備品の搬入及び設置等にかかる費用はすべて申込者の負担とする。

### 10. 権利の譲渡禁止

申込者は、いかなる理由があっても、この成約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、または転貸することはできない。

### 11. 原状回復

申込者は、利用終了後、当社の指示に従い申込者または利用者の所有物を撤去し、当社施設を原状に復旧して明け渡さなければならない。13. 使用中止

当社は、申込者、利用者およびイベント・プロモーションに携わるスタッフが本約款に定める禁止事項に該当する行為に及んだときは、直ちに施設の利用を中止し、申込者、利用者を施設外に退去させることができるものとする。

なお、この場合において当社は、すでに収受した利用料を申込者に返金しないものとし、また、申込者および利用者が生じる一切の経済的損失の責任を負わないものとする。

### 14. 損害賠償

(1) 申込者は、当社施設を使用するにあたり、申込者または利用者の責に帰すべき事由により、当社または当社施設を使用している者および当社施設近隣の公衆(以下本項において「第三者」という。)に損害を与えたときは、申込者は直ちに当社または損害を生じさせた第三者に対し、その損害(逸失利益を含む)を賠償し、当社に対して一切迷惑をかけないものとする

### 15. 合意管轄

本約款に定める事項に関する紛争が生じた場合は、当社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。